

流山市住生活基本計画(案)

令和4年7月 時点

流山市

市長あいさつ

※パブリックコメント後に記載

【目次】

第1章 住生活基本計画とは

1-1 計画策定の背景と目的.....	2
1-2 計画の位置づけ	2
1-3 計画の期間	3

第2章 住生活の現状と課題

2-1 流山市の概況	6
(1)位置・地勢.....	6
(2)人口の動向.....	7
(3)市の転入・転出人口	8
(4)将来人口推計.....	8
2-2 「安心・安全」の視点	9
(1)防災に関する現状.....	9
2-3 「居住者」の視点.....	10
(1)子育て世帯に関する現状	10
(2)高齢者に関する現状	11
(3)住宅確保要配慮者に関する現状.....	12
2-4 「住宅ストック」の視点	13
(1)空き家に関する現状.....	13
(2)市営住宅に関する現状.....	14
(3)分譲マンションに関する現状.....	15
2-5 「居住環境」の視点.....	16
(1)みどりに関する現状	16
2-6 市民意向の把握.....	17
2-7 課題の整理	22

第3章 計画の基本的な方針・目標

3-1 流山市総合計画における「目指すまちのイメージ」	26
3-2 基本理念	27
3-3 基本目標	28

第4章 施策の推進

4-1 施策の体系	30
4-2 施策の推進	40

第5章 計画の実現に向けて

5-1 関係主体との連携・協働.....	44
(1)行政における連携	44
(2)市民、地域、事業者や関係機関等との協働	44
5-2 計画の進行管理.....	45
(1)各種統計データによる現状把握	45
(2)政策の動向や社会情勢の変化.....	45
(3)PDCAサイクルによる計画の適切な進行管理	45

資料編

1 本編補足データ	2
(1)人口動向	2
(2)世帯動向	5
(3)空家等の実態調査の結果	6
(4)住宅確保要配慮者	8
(5)住宅ストックの状況.....	11
(6)着工新設住民戸数	16
(7)地価・1か月当たり家賃.....	16

第1章

住生活基本計画とは

1-1 計画策定の背景と目的	2
1-2 計画の位置づけ	2
1-3 計画期間	3



1-1 計画策定の背景と目的

国においては、現在及び将来における国民の豊かな住生活を実現するため、平成18(2006)年6月に住生活基本法を制定し、住宅政策の基本的な指針となる「住生活基本計画(全国計画)」を策定しました。これにより、これまでの「住宅の量の確保」から「住生活の質の確保」へと本格的な政策転換が図られました。

その後、少子高齢化・人口減少が急速に進行する中、自然災害の頻発化・激甚化や脱炭素社会の実現など、社会経済情勢の変化や現状と課題に対応するため、令和3(2021)年3月に、新たな全国計画(令和3年～令和12年度)が閣議決定されています。

また、千葉県においては、「千葉の未来を切り開く！豊かな住生活～社会の変化や多様化する価値観に対応した豊かな地域社会と住まいの実現～」を理念とした、「第4次千葉県住生活基本計画」を策定しています。

本市においては、全国的には人口減少が進んでいるなか、当面の間は人口が増加する見込みとなっています。

しかし、将来的な人口減少を見据え、緑豊かで良質な住環境と、快適な都市環境の整備及び子育て・教育環境の充実に努め、「住み続ける価値の高いまち」を目指すとともに、住生活の「質」の向上に向けた、住宅政策の目標や施策を総合的に推進するため、本市の特性や実情に合わせた住生活基本計画を策定しました。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「流山市総合計画」の住宅分野の個別計画であり、本市の住宅政策の基本的指針となります。また、「住生活基本計画(全国計画)」及び「第4次千葉県住生活基本計画」との整合を図るとともに、本市の関連計画と整合・連携しています。

また、平成27(2015)年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 SDGs※」の達成に向けた取り組みにもつなげていきます。

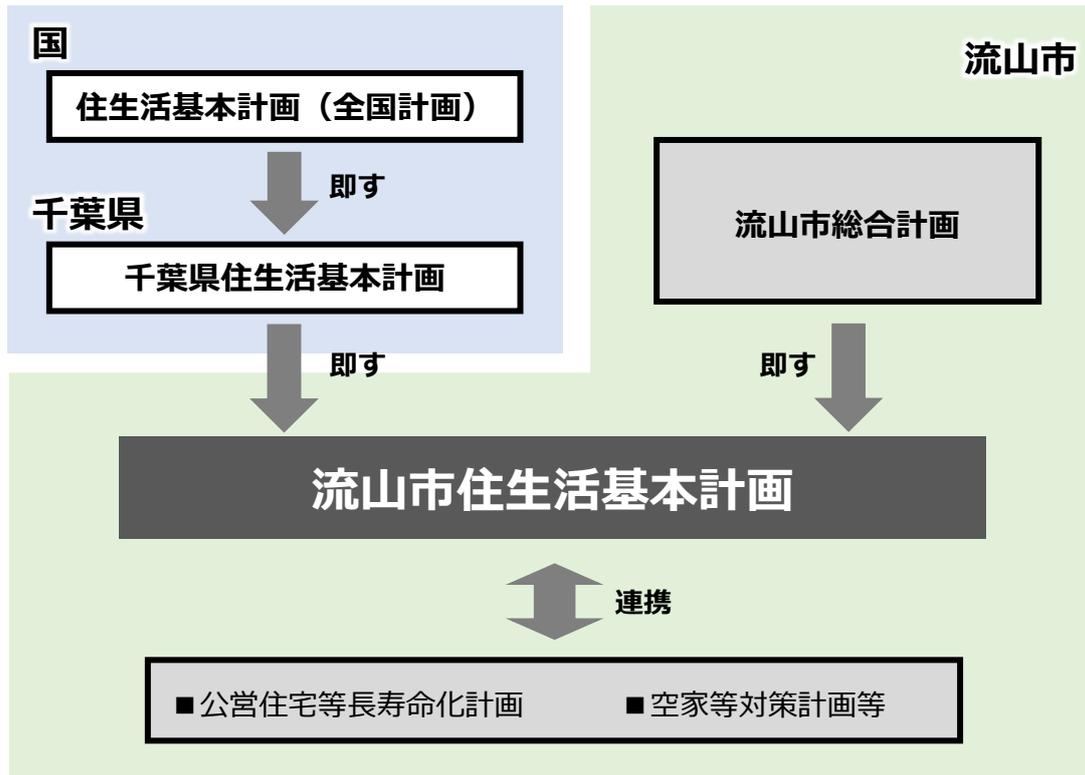


図 計画の位置付け

※ 持続可能な開発目標 SDGs

SDGsとは、平成27（2015）年国連サミットで採択された国際社会全体の開発目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）・169のターゲット（取り組み）から構成されており、そのうち本計画と関連性が高い目標として以下のものが挙げられます。






出典：持続可能な開発目標(SDGs)推進本部資料

1—3 計画期間

本計画の計画期間は、令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの10年間とします。

本計画の上位・関連計画の改定等が実施された場合には、その改定等の内容に応じ、本計画に基づく施策についても見直しを検討します。